

## 神栖市イメージキャラクター等の使用に関する要項

(趣旨)

第1条 この告示は、市のイメージキャラクター、ロゴデザイン、キャッチフレーズ(以下「キャラクター等」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用できる者)

第2条 何人もキャラクター等を使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 営利を目的とする場合(第4条の規定により市長が使用を認めたときを除く。)
- (2) 市の信用を害し、若しくは品位を傷つけ、又はそのおそれのある場合
- (3) 自己の商標や意匠とするなど独占的に使用する場合又はそのおそれのある場合
- (4) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのある場合
- (5) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのある場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、その使用が著しく不相当と市長が認めた場合

(使用上の遵守事項)

第3条 キャラクター等を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) キャラクター等の色、形等を正しく使用し、デザインの改変等をしないこと(キャッチフレーズは除く)。
- (2) キャラクター等を使用する際には、キャラクター等の直下又は直近に「(C)神栖市」若しくは「(C)kamisu city」又は市長が別に定める方法により表記すること。

(使用承認申請等の手続)

第4条 営利を目的としてキャラクター等を使用しようとする者は、神栖市イメージキャラクター等(使用・使用更新)承認申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して市長に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容が第2条各号(第1号を除く。)のいずれかに該当する場合を除き、キャラクター等の使用の承認(以下「使用承認」という。)をするものとする。
- 3 使用承認の期間は、2年を限度とする。
- 4 市長は、第1項の規定による申請を行った者に対し、使用承認をしたときは神栖市イメージキャラクター等(使用・使用更新)承認通知書(様式第2号)を、使用承認をしなかったときは神栖市イメージキャラクター等(使用・使用更新)不承認通知書(様式第3号)を交付するものとする。

5 市長は、前項の規定により使用承認をした場合において、必要があると認めるときは、当該使用承認をした者にキャラクター等の仕様に係る資料を提供するものとする。

(使用料)

第5条 キャラクター等の使用料は無料とする。

(使用承認者の遵守事項)

第6条 第4条の規定により神栖市キャラクター等の使用承認を受けた者（以下「使用承認者」という。）は、第3条に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された用途のみに使用すること。

(2) 四半期ごとに神栖市イメージキャラクター等使用商品等販売状況報告書（様式第4号）を提出すること。

(使用更新等の手続)

第7条 使用承認者は、使用承認（第4項の使用更新承認を含む。）を受けた期限を超えてキャラクター等の使用を継続しようとするときは、当該期限の2か月前までに神栖市イメージキャラクター等（使用・使用更新）承認更新申請書に必要な書類を添付して市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容が第2条各号（第1号を除く。）のいずれかに該当する場合を除き、キャラクター等の使用の更新の承認（以下「使用更新承認」という。）をするものとする。

3 第4条第3項の規定は、使用更新承認の期間に準用する。

4 市長は、第1項の規定による申請を行った者に対し、使用更新承認をしたときは神栖市イメージキャラクター等（使用・使用更新）承認通知書を、使用更新承認をしなかったときは神栖市イメージキャラクター等（使用・使用更新）不承認通知書を交付するものとする。

(使用内容の変更承認の手続)

第8条 使用承認者が、使用承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、神栖市イメージキャラクター等使用内容変更申請書（様式第5号）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があった場合、変更の内容が第2条各号（第1号を除く。）のいずれかに該当する場合を除き、キャラクター等の使用内容の変更の承認（以下「変更承認」という。）をするものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請を行った使用承認者に対し、変更承認をしたときは神栖市キャラクター等使用内容変更承認通知書（様式第6号）を、当該変更承認をしなかったときは神栖市イメージキャラクター等使用内容変更不承認通知書（様式第

7号)を交付するものとする。

(権利設定の禁止)

第9条 キャラクター等を使用する者及び使用承認者は、商標法(昭和34年法律第127号)による商標登録、意匠法(昭和34年法律第125号)による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録してはならない。

(権利義務の第三者への譲渡等の禁止)

第10条 使用承認者は、その使用承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(違反等に対する取扱い)

第11条 市長は、キャラクター等を使用している者が第3条に掲げる事項を遵守しなかったときその他この要項に違反したときは、その使用の差止めの請求又はその使用に必要な指示等(以下「請求等」という。)を行うことができる。

2 前項の規定により市長から請求等を受けた者は、直ちにその請求等に従わなければならない。

3 市長は、使用承認者が、第6条に掲げる事項を遵守しなかったときその他この要項に違反したときは、その使用承認を取り消すことができる。

4 市長は、前2項により使用承認を取り消した者に対して、神栖市イメージキャラクター等使用承認等取消通知書(様式第8号)を速やかに交付しなければならない。

5 市長は、前項の規定により、使用承認を取り消された者に損害が生じても、その責めを負わない。

(準用)

第12条 第6条、第9条、第10条及び前条(第1項及び第2項を除く。)の規定は、使用更新承認及び第7条第4項の規定により変更承認を受けた者について準用する。

(台帳の整備)

第13条 市長は、神栖市イメージキャラクター等使用台帳(様式第9号)を整備し、使用承認、使用更新承認、変更承認、使用承認の取消しその他の事由に係る事項を記載する。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか、キャラクター等の取扱いに関する必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、平成27年2月9日から施行する。